

< v6 プラス 利用規約 >

第1版

2014年10月1日

第1条 (目的)

本規約は、ニフティ株式会社（以下「当社」といいます。）のインターネットサービスである@nifty（以下「@nifty」といいます。）と共に提供する「v6 プラス」を、@nifty 会員（以下「利用会員」といいます。）が利用する際の条件を定めることを目的とします。

第2条 (対象コース等)

本サービスの対象となるコース等（以下「対象コース等」といいます。）は、別途当社の定めるところとします。

第3条 (サービスの申込)

1.利用会員は、本サービスを利用するために、本規約、@nifty 会員規約および東日本電信電話株式会社（以下 NTT「東日本」といいます。）または西日本電信電話株式会社（以下、NTT 西日本といいます。）が定める IP 通信網サービス契約約款に同意し、かつ、当社が定める方法にて、NTT 東日本または NTT 西日本の提供する「フレッツ・v6 オプション」、およびフレッツ光等の申込を行う必要があります。なお、当社は、「フレッツ・v6 オプション」の申込を受けた場合、日本ネットワークイネイブラー株式会社（以下、「接続事業者」といいます。）を介してこれを NTT 東日本または NTT 西日本に取り次ぐものとします。

2.本サービスは、第1項に基づき、利用会員と当社との間の契約および利用会員と NTT 東日本または NTT 西日本との間の「フレッツ・v6 オプション」、およびフレッツ光等の契約がともに成立する場合にのみ利用できます。

3.本サービスに必要となる接続事業者の IPv6 プレフィックス割当てを行うため、NTT 東日本または NTT 西日本から送付された開通案内に記載しているお客様情報（「お客さま ID」）が必要となります。

4.利用会員は、本サービスを提供するために必要な以下のお客様情報を当社、接続事業者、NTT 東日本または NTT 西日本間で相互にやり取りを行うことについてあらかじめ、同意するものとします。

1.フレッツ光等サービス利用情報

2.廃止、移転、名義変更等のフレッツ光等に係る異動の事実<移転先住所、名義変更内容（譲渡、承継等）は含みません。>

3.お客さま情報（「お客さま ID」）

5.以下に該当するフレッツ光等の契約は、本サービスの適用を受けることはできません。

1.フレッツ光等の月額利用料等の消費税について免税扱いとなっている大使館および大使等

2.フレッツ・グループアクセスの月額利用料金の請求方法が管理者一括請求の場合

3.学校向け特別割引プラン（スクールタイプを含みます。）の場合

6.第1項、及び第2項を満たしている場合でも、本サービスをご利用いただけない場合があります。

7.本サービスをお申し込みいただく際には、同時に「IPv6 接続オプション」のお申し込みを承ります。「v6 プラス」の提供条件を満たさない場合、自動的に IPv6 接続オプションを提供いたします。

第4条（移転について）

NTT 東日本エリアと NTT 西日本エリアを跨ぐ移転を行う場合は、本サービスの引継はせず、移転先にて「v6 プラス」の申込が必要となります。

第5条（利用について）

1.本サービス利用期間中に利用会員が「フレッツ・v6 オプション」、およびフレッツ光等の廃止手続きをした場合は、手続きの完了をもって、本サービスを利用できなくなります。

2.本サービス利用期間中に利用会員がフレッツ光等の名義変更手続きをされた場合は、変更手続き完了日をもって、本サービスを利用できなくなります。なお、改称についてはこの限りではありません。

第6条（サービスの解除について）

1.本サービスの解除は、ニフティが用意するホームページまたは電話窓口で行うことができます。

2.本サービスの解除後、利用会員には自動的に「IPv6 接続オプション」が提供されます。

IPv6 接続オプションの解除はホームページまたは電話窓口で行うことができます。

第7条（本サービスの変更または廃止）

1.当社は、一定の予告期間をもって、当社所定の方法（当社所定の Web サイトに掲載する方法を含みます。）により利用会員に通知することにより、本サービスを変更または廃止することができます。

2.当社は、前項による本サービスの変更または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

第8条（@nifty 会員規約との関係他）

本規約は、@nifty 会員規約の一部を構成するものとし、本規約に規定されていない事項については @nifty 会員規約が、フレッツ光等については NTT 東日本または NTT 西日本が定める IP 通信網サービス契約約款が適用されるものとします。

この規約は 2014 年 10 月 1 日から効力を有するものとします。